七五二まで、一七五三の一、一七五三の二、一七六三から一七七三まで、一七七八から一七八四まで、一七八六から一七九〇まで、一七九二から一七九七まで、一七九九から一八〇四まで、一八〇五の一から一八〇五の三まで、一八〇六から一八一六まで、一八一八、一八二一から一八二三まで、一八二五、一八二七、一八二八、一八三一、一八三二、一八三四、一八六〇、一八七一から一八七五まで、一八七七、二四〇一、二五七〇から二五七二まで、上西の川一二の二・二一の二（以上二筆国有林）、一から四まで、一二の一、一三、二一の一、六〇から六四まで、六六、六八、六九、七二、七四、七五の一、七七、七九、一五四から一五六まで、一七七から一九二まで、一九四の一、一九六、一九七、一九九の一、一九九の四、二〇〇の一、二〇〇の三、二〇〇の四、二〇一の一、二〇一の三、二〇二、二〇三の一、二〇四の一、二〇四の三、二〇四の四、二〇九、三四一の一、三四三の一、三四四の二、三四四から三四八まで、三五三、三五五から三五八まで、三六二から三六四まで、三六八、三七九から三八六まで、四一〇から四一二まで、四一八から四二〇まで、四三二から四三四まで、四四五、四四九から四五三まで、四五五、四五九から四六一まで、四六九、四七四、四七六、四七七、四七八の一、四七八の二、四八〇から四八五まで、四八七から四九三まで、六〇三から六〇五まで、六〇八から六一〇まで、六一二、六一三、六一五、六二三、六二四、六三三、六四五から六五五まで、六五七から六六〇まで、六六二、六六四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町奥呉地字タヲガ谷五九一の一から五九一の三まで、五九一の八、五九四の一、五九四の二、字ユヅリバコエ山五八六の七、五八六の八、五八八、五八九、字柚ガ谷五九〇、字蕨山五九五、床鍋字虎枝谷一二四一の三〇、一二四一の三六、字虎杖谷一二四一の五、一二四一の九、一二四一の一〇、字大呑谷一二四二の一、一二四二の一〇、一二四二の一一、一二四二の一五、一二四二の一七、一二四二の一八、一二四四の二、一二四四の四、一二四四の五、一二四四の七、一二四四の九、一二四四の一三、一二四六の二、一二四七の三、一二四七の四、一二四八の一から一二四八の三まで、字有之木一三三九の一から一三三九の五まで、一三四〇の四から一三四〇の六まで、一三四一の一から一三四一の四まで、一三四三の一、一三四三の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十二号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Epipremnum pinnatum (L.) Engl.	テルノシャララ	伊藤輝則 愛知県弥富市富島１丁目92番地	第37129号 令和７年９月３日
Hedera L.	スペードカコ	加古雄二 愛知県知多郡東浦町大字緒川字鈴渠弐区55	第37186号 令和７年９月16日
Kalanchoe blossfeldiana Poelln.	Meili Orange	San S.A. Yang No.16, Zhulun Ln., Puli Township, Nantou County, Taiwan	第37209号 令和７年９月17日
Limonium Mill.	TW1013	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第37327号 令和７年９月１日
〃	TW1014	〃	第37328号 令和７年９月１日
〃	TW999	〃	第36016号 令和７年９月１日

○農林水産省告示第千六百八十三号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Dianthus caryophyllus L.	KS16127-01	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第35783号 令和７年９月３日
Limonium Mill.	オリゾンディープブルー	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号	第36605号 令和７年９月２日

○農林水産省告示第千六百八十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十月十五日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年十一月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24988	フルアジナム粉粒剤	フロンサイド粉粒剤	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　大久保浩